



# 豚コレラ清浄国復帰の条件



参考資料2

## <清浄国復帰の条件>

以下のいずれかにより、清浄国に復帰する要件を満たすこととなる。

- ・ワクチン接種を行わない場合、最終発生から3か月経過していること
- ・緊急ワクチン接種を行った場合、最終発生から3か月が経過し、かつ全てのワクチン接種豚がと殺されていること
- ・上記以外の場合、家畜豚において、12か月間豚コレラの発生や感染の証拠がなく、12か月間ワクチン接種を行っていないこと

## <野生イノシシにワクチンを接種した場合の影響>

- ・国際獣疫事務局(OIE)の条件では、飼養豚が野生イノシシと適切に分離され、飼養豚への感染防止策がとられている場合は、野生イノシシで豚コレラが確認されていても、OIEによる清浄国認定に影響はない。
- ・同様に、野生イノシシにワクチンを接種しても、飼養豚が野生イノシシと適切に分離されていれば、清浄性復帰に影響することはない。